

2023年11月8日
一般社団法人 日本船主協会

海賊対処行動等に関する活動の継続について
(明珍会長コメント)

11月7日の閣議において「海賊対処行動」および「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」の1年間の延長が決定されました。

わが国外航海運業界としては、ソマリア沖・アデン湾における潜在的な海賊の脅威は引き続き存在することから、自衛隊および海上保安庁による海賊対処行動は必要不可欠であると考えます。

加えて、ホルムズ海峡およびオマーン湾等、緊張状態にある中東地域における、自衛隊による情報収集活動もわが国商船隊の安全航行に重要であるため、これらが継続されることを歓迎するとともに、引き続き、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、わが国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。

<参考：今回の閣議決定における変更のポイント>

1. 「海賊対処行動」

- ① 派遣航空機は固定翼哨戒機 P-3C が 2 機であったところ 1 機とする
- ② 期間： 令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 11 月 19 日までの間

2. 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」

- ① 期間： 令和 6 年 11 月 19 日まで

以上